

令和6年6月1日からの事業所規模区分の変更との対応表

～令和6年3月31日	確認の結果		令和6年4月1日～		令和6年6月1日～	書類の提出	
通常規模型通所リハビリテーション費 (前年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下)	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下の場合	→	通常規模型通所リハビリテーション費 【変更なし】	→	通常規模型通所リハビリテーション費 【変更なし】	令和6年6月1日から、大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価が行われ、通常規模型通所リハビリテーション費の算定が可能となります。	提出不要
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超900人以下の場合	→	大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)	→	大規模型通所リハビリテーション費	a 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が80%以上であること。	※左記の要件を満たす場合、要提出
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 900人超の場合	→	大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)				
大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ) (前年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超900人以下)	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下の場合	→	通常規模型通所リハビリテーション費	→	通常規模型通所リハビリテーション費 【変更なし】	b 専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。	提出不要
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超900人以下の場合	→	大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ) 【変更なし】	→	大規模型通所リハビリテーション費		上記の要件を満たす事業所については、令和6年6月1日からの算定に伴い、以下の書類を提出して下さい。
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 900人超の場合	→	大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)				
大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ) (前年度の1月当たりの平均利用延人員数 900人超)	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下の場合	→	通常規模型通所リハビリテーション費	→	通常規模型通所リハビリテーション費 【変更なし】	【提出書類】 ①「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」 ②「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(居宅サービス・介護予防サービス)(※「施設等の区分」で「大規模の事業所(特例)」を選択してください。)	提出不要
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超900人以下の場合	→	大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)	→	大規模型通所リハビリテーション費		【提出期日】 令和6年5月15日(水)まで(必着)
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 900人超の場合	→	大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ) 【変更なし】				

※規模区分の特例を適用する(又はしている)場合は、適用後の規模区分と比較して、変更の必要性を確認してください。